監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	６５

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　総務課・経営企画課共通
項　目	特名随意契約の妥当性について （１）「業務用ノートパソコン等購入（物品番号：上水３１Ｊ－００８）」について
監査結果（意見等）の内容	Windows７のサポート期限が令和２年１月１４日に終了することを踏まえ、上下水道局では業務用パソコンを更新するため、８者で指名競争入札を行いましたが、１者が不参加、６者が辞退したことにより入札は不調に終わりました。入札辞退等の主な理由として、「仕様を満たした機器を納期までに納品できない。」ことが挙げられていましたが、これらの理由からも、当該入札に係る上下水道局における納期設定が適切であったか疑問が残ります。 その後、上下水道局は唯一の応札業者と特名随意契約を締結しましたが、その理由として、「本案件は機器の納入だけではなく、出先を含む周辺機器等への設定及び庁内ネットワークへの接続環境等の作業も必要であり、導入後も新会計システムや他のシステムが正常に動作するかの確認も含まれるため、早期に業者を選定する必要があったためである。」旨の説明を受けましたが、早期に選定したにもかかわらず、新機器の不具合など不測の事態があったとはいえ、結果的に変更契約により納期を延長しています。そもそも、当初から機器納入後の作業が見込まれていたならば、それに合わせて入札時期も早めておくべきであり、当該契約については納期設定も含めて、上下水道局におけるスケジュール管理に問題があったのではないかと考えます。 なお、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号においては、特名随意契約が認められるケースとして「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」が挙げられていますが、同号の適用について宝塚市随意契約ガイドラインでは、「事務手続の遅延により期間が確保できないことは該当せず、逆にそのような事態を招いたことに対する担当者の責任が別途問われることになるため注意が必要である。」とされています。地方公営企業法施行令第２１条の１４第３項第５号においても同様の規定が定められていることから地方公営企業においても適用されるものと考えられ、上記契約においても「緊急の必要性」を満たしているとは考えられず、競争性が確保されていない以上、契約金額の妥当性についても確認されているとは言えません。 今後、所管課においては、事務手続等の遅延による特名随意契約は認められないことを念頭に、競争入札による公正性、透明性及び経済性の確保に努めるとともに、入札不調の場合でも再入札を行えるようなスケジュール管理に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 パソコン機器の更新については、同時に様々なシステムの移行についてもスムーズに行うことが求められています。今回の件を参考として、今後パソコン機器の更新に際しては、早期に仕様書を作成し、入札が不調となることや予期できない事態によって更新に時間を要することになることも想定した上で、納期が確保できるよう留意して事務を進めます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	６６

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　総務課・経営企画課共通
項　目	特名随意契約の妥当性について （２）「上下水道局会計システム等購入（物品番号：上水３１Ｊ－００７）」について
監査結果（意見等）の内容	当該契約については、地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号に基づき、既存システムの保守業務委託業者と特名随意契約を締結していますが、会計システムであることのみをもって「性質又は目的が競争入札に適しない」とは言えません。このことについて、「既存のシステムは水道事業として20年以上の使用実績があり、これまでも問題無く稼働していることに加え、他の会計システムのデモンストレーションの結果も踏まえ、仮に新しいシステムを導入した場合には、データ移行やマスタ設定等に費用が必要となるだけでなく、職員が新しいシステムに慣れるまでに余分な時間を必要とし、既存のシステムをバージョンアップする場合と比べて、費用が増加するとともに作業効率が低下すると考えたため、上下水道局システムに精通している既存システムの保守業務委託を締結している業者と特名随意契約を行った。」旨の説明を受けました。しかし、職員が新しいシステムに慣れるまでに時間を必要とすることは特名随意契約の理由にはならず、また、他の会計システムの費用の検討結果についても、担当者が検討したのみで十分なものとは言えません。唯一デモンストレーションを実施した別システムにしても、実際には今回の契約業者からあっせんされた別システムであり、このような状況では事業者間の競争性を確保したとは言えず、契約金額の妥当性について疑義が生じます。「宝塚市情報システム調達ガイドライン」策定の目的に「情報システムの関連経費の適正化」がありますが、今回のシステム調達については、情報政策課とも十分協議した上で「宝塚市情報システム調達ガイドライン」に沿って、競争入札またはプロポーザル方式を導入すべきであったのではないかと考えます。 なお、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号においては、特名随意契約が認められるケースとして「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」が挙げられていますが、同号の適用について宝塚市随意契約ガイドラインでは、「事務手続の遅延により期間が確保できないことは該当せず、逆にそのような事態を招いたことに対する担当者の責任が別途問われることになるため注意が必要である。」とされています。地方公営企業法施行令第２１条の１４第３項第５号においても同様の規定が定められていることから地方公営企業においても適用されるものと考えられ、上記契約においても「緊急の必要性」を満たしているとは考えられず、競争性が確保されていない以上、契約金額の妥当性についても確認されているとは言えません。 今後、所管課においては、事務手続等の遅延による特名随意契約は認められないことを念頭に、競争入札による公正性、透明性及び経済性の確保に努めるととも

	に、入札不調の場合でも再入札を行えるようなスケジュール管理に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 今後、会計システム等の購入に際しては、他の会計システム等についても十分に調査するとともに、情報政策課とも十分協議した上で「宝塚市情報システム調達ガイドライン」に沿った方法でシステム調達を行います。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	６７

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　総務課・工務課共通
項　目	上下水道事業における取得用地に係る評価額の決定方法について
監査結果（意見等）の内容	上下水道局では、配水池統廃合事業において必要な用地を取得するため、当該用地について不動産鑑定士に評価査定の依頼を行い、その鑑定価格を上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）まで決裁を経た上で、相手方へ買収金額として提示し、令和元年６月２７日付けで売買契約を締結していました。 上下水道局では不動産評価等に係る規程は特に設けられていないため、土地評価額の算出に際しては、兵庫県用地対策連絡協議会決定の「土地評価事務処理要領第４条」（公共用地の取得に伴う損失補償基準細則別記１）における「原則、標準地比準評価法で行うものとする。」ことを根拠にしていますが、当該土地については「土地評価事務処理要領の運用」（兵庫県県土整備部長通知）において「取得予定地が１画地のみの場合、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価により評価するものとする。」とされていることから、鑑定評価額をもって上下水道局の評価額としていました。 一方、市長部局においては、「宝塚市不動産評価委員会規程第４条の取扱い内規」において、評価の方法については「原則として取得する土地に係る標準地を、標準地比準評価法によって選定し、その価格を決定する。」とされ、さらに取得する土地が１画地の場合は、「その標準地の価格決定に加え、取得する土地の価格も評価するものとする。」とされており、鑑定評価額のみをもって土地評価額を算出する方法にはなっていません。そもそも上下水道局にそうした規程がないのであれば、なぜ市長部局の規程等を準用しなかったのか疑問が残ります。 さらに、評価額の決定については、上下水道局が事業管理者の決裁のみで決定しているのに対し、市長部局では評価額を「宝塚市不動産評価委員会」（以下「評価委員会」という。）に付議し、評価委員会における会議で最終的な評価額を決定する流れとなっています。このことについて、「地方公営企業法第３３条により地方公営企業の事業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、事業管理者が行うとされていることから評価委員会への付議を行っていない。」旨の説明を受けました。しかしながら、評価委員会は「取得又は処分等の価格の公正を期すため」に設置されており、これにより市長部局における価格の公正性が担保されているのに対し、上下水道局の「事業管理者の決裁」のみをもって、果たして「価格の公正を期す」ことができているか疑問が残ります。 確かに、上下水道事業の土地については評価委員会への付議対象とはなっていないようですが、今後、上下水道局の不動産についても評価委員会での審査が可能となるよう市長部局と協議するなど、上下水道局における価格決定の公正を期すための何らかの方策について検討してください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 地方公営企業法第３３条により地方公営企業の事業の用に供する資産の取得、管理及び処分は管理者が行うことから、これまで上下水道局における取得用地の評価額決定については宝塚市不動産評価委員会への付議を行っていませんでした。 このことについて、上下水道局用地の取得についてさらに公正な価格の決定を図るため、上下水道局内部での検討及び市総務部との協議を行い、令和２年度から、上下水道局にかかる不動産（土地等）の取得または処分についても宝塚市不動産評価委員会に付議し、審議することとしました。今後、同委員会の規定に則り、取得用地に係る評価額を決定していきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	６８

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　総務課・工務課共通
項　目	配水管布設工事（工事番号：上水３１Ｂ－５）に係る入札の中止について
監査結果（意見等）の内容	当該工事に係る入札中止の経緯については、「令和元年７月１日に水道施設工事業の特定建設業の許可を有し、監理技術者を本工事に専任で配置することを条件として入札公告し、７月８日に参加申込みを締め切り、同日設計図書を配布したが、７月１０日に入札参加者から特定建設業の許可が本当に必要な工事なのかと問合せがあったため、所管課において本市の取扱基準を確認したところ、基準と異なる資格要件を設定していたことが判明したため、７月１２日に入札を中止した。」旨の説明を受けました。 本市では、設計金額が一定金額を超える入札では特定建設業の許可を有していることを必要な資格要件としていますが、当該入札の設計金額がそれに満たないにもかかわらず、特定建設業の許可を有することを資格要件として設定していました。 入札前に中止されたものの、設計図書を見た業者からの指摘で誤りが判明する結果となっており、見積りのための積算事務等に既に着手していた業者があった可能性もあります。また、入札をやり直した結果、工期が２箇月延びることとなったとともに、再入札に当たり設計金額の積算において単価適用日の変更を行ったため、約30万円の増額となっています。 工事契約の入札は、市民や業者からの注目度も高く、また万が一契約や入札にミスがあった場合、市民生活や市政への信頼の喪失などの影響も懸念されますので、今後はこのようなことが起こらないよう、慎重な事務執行に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 公告の記載事項に誤りがあったことについては、特定建設業の許可を求める工事であるかどうかの取扱基準を正確に把握していなかった事が原因です。 職員個々が取扱基準を改めて正しく理解するとともに、万が一ミスが生じても同様の事案が起こらないよう、令和２年４月以降、工事の一般競争入札に係る公告を起案するにあたり、その作成の前に「審査チェックシート」を基にして入札条件を整理し、そのうえで入札公告を起案し、起案者を除く他の２名の職員が入札公告条件設定等について「審査チェックシート」を用いて確認を行い、最終決裁者がすべて確認済であることを確認することで、チェックの強化を図りました。今後はこの流れを厳守し、同様のミスを生じさせないようにします。 （添付資料） １　入札告示　チェックシート

入札告示　審査チェックシート

工事番号	○○2○－○○
工事名	○○布設工事
工事場所	宝塚市　○○　地内
工　　期	令和　年（20○○年）　月　　日

最終決裁者確認印

㊞

		チェック項目			確認者		
					作成者	係長	課長
金額	①	設計価格（税込）			○○,○○○，○○○円	レ	レ
	②	予定価格の金額（税込・予定価格書との突合）			○○,○○○，○○○円	レ	レ
1. 入札に付する事項	①	入札方式	①一般競争　②指名競争　③特名随意		①　②　③	レ	レ
	②	入札参加方式			電子・紙	レ	レ
	③	予定価格及び公表			有・無 事前・事後	レ	レ
	④	最低制限価格及び公表			有・無 事前・事後	レ	レ
	⑤	変動型最低制限価格適用			有・無	レ	レ
2. 入札参加に必要な資格	①	取引希望工種の選定			水道施設工事	レ	レ
		取引希望職種の希望			第1　2　3希望	レ	レ
	②	建設業許可	業種を記入		水道施設工事	レ	レ
			特定　設8000万以上 一般		特定・一般	レ	レ
	③	入札対象業者	市内・市外		市内・市外	レ	レ
	④	経審の総合評価値	市内		690点以上	レ	レ
			市外		870点以上	レ	レ
	⑤	配置技術者　設3500万以上 主任専任・設8000万以上監理専任	主任技術者 監理技術者		専任・検任	レ	レ
	⑤	現場代理人	常駐　設3500万以上		常駐・緩和配置	レ	レ
	⑥	業務実績	○○工事の元請実績。金額不問			レ	レ
3. 入札参加申請、審査、通知等	①	入札参加期間			2020/○/○～ 2020/○/○	レ	レ
	②	入札期間			2020/○/○～ 2020/○/○	レ	レ
	③	開札開始日時			2020/○/○～ 2020/○/○	レ	レ
4. その他	①	契約保証金	免除一単契		有・免除	レ	レ
	②	支払い条件 前払一予130万以上 中間一予1000万以上・工期150日以上	部分払い 前 払 い 中間払い		有・無 有・無 有・無	レ	レ
	③	質疑締切・回答			2020/○/○午後○時～2020/○/○午後○時	レ	レ
					確認印	確認印	確認印
					㊞	㊞	㊞

今回の事務ミスが発生した個所

※チェック（レ）及び　　欄の条件記載は手書きで行うこと。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	６９

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　浄水課・工務課共通
項　目	小林・亀井浄水場の解体・跡地活用について
監査結果（意見等）の内容	平成２８年１２月に策定した「宝塚市水道事業経営戦略」では、経営健全化に向けた取組の一環として、小林・亀井両浄水場については廃止し、令和２年度に、解体後の跡地活用として売却等を想定した11億1,187万円の効果額を見込んでいます。 上下水道局では、本年度に小林・亀井浄水場解体・跡地整備基本設計業務を委託し、本年度末には解体費用の概算額を算出することとしています。所管課からは、「解体費用は約7億円から8億円を想定しており、委託完了後に精査を行い、解体費用と、土地を売却した場合の価格を考慮した上で跡地活用を検討する。」旨の説明を受けました。 一方、委託業務の特記仕様書を確認すると、解体費用の算出のみならず、「受託者は、発注者の意図を協議で把握し、有効活用を検討する。また、有効活用（案）について図面を作成する。」との記載があり、有効活用の検討を受注者に求めています。しかしながら、解体費用が確定していない中、現時点で「発注者の意図」が決定しておらず、受注者に提示できていない状況となっています。 跡地の有効活用については、今回の設計委託のタイトな期間内に安易に検討するのではなく、まずは、解体費用を算出した上で、上下水道局内での議論を積み上げ、その後、全庁的な協議や地元の要望も踏まえ慎重に検討していくことが必要ではないかと考えます。上下水道局においては特記仕様書の変更も含め、慎重に検討を進めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 委託業務完了の結果、解体費用が想定していた金額を大きく上回った金額となりました。委託業務では、特記仕様書の変更は行わず、概算工事費とそれに係る取り壊し工期を算出し、試算した用地価格から解体撤去の有効性を検討した上で、本市の土地利用方法の検討を行い、用地利用案についての考察と詳細設計着手のための課題を整理しました。 その結果を踏まえて、今後の跡地活用について、令和２年度中に上下水道局内で方針を決定し、その後、全庁的な協議や地元の要望を踏まえた検討を行っていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	７０

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　総務課
項　目	上下水道局庁舎整備に係る費用負担について
監査結果（意見等）の内容	庁舎の建替えに向けて基本設計及び実施設計を終えた上下水道局は、工事契約のため令和元年５月１７日に入札を実施しましたが、入札額が予定価格を超過したため再度入札を行ったところ、２回目の入札も不調に終わりました。この理由として、「資材調達が難しく単価が上昇していること、技術者などの人手不足により人件費が上昇していることなどが理由として考えられる。」旨の説明を受けました。 上下水道局はこれらの要因を踏まえた上で、次回の入札が不調にならないようにするため、建物面積削減などの設計見直しを行いましたが、見直し前後における費用一覧は次表のとおりとなっています。

（単位：千円）

	当初概算金額			設計見直し後金額			
	計	市（57.23%）	局（42.77%）	計	市	局	
① 新庁舎棟建設	2,500,000	1,430,750	1,069,250	設計委託中			28.5億円以内
② 上下水道局倉庫棟	90,000	0	90,000				
③ 上下水道局現庁舎解体	150,000	0	150,000				
④ 市現庁舎改修	110,000	110,000	0				
合計	2,850,000	1,540,750	1,309,250				
⑤ 当初設計委託料	128,087	81,174	46,913	128,087	81,174	46,913	
⑥ 見直設計委託料				35,200	17,813	※17,387	
⑦ プレハブ仮庁舎				250,000		250,000	
⑧ 移転費用	60,000		60,000	120,000		120,000	
建物面積変更による負担割合増減				試算中	①減少	①増加	
土地面積変更による負担割合増減				試算中	変更有	変更有	

※上下水道局が負担すべき倉庫設計金額4,074（千円）が含まれており、これを除いた金額13,313（千円）は当初の負担割合（按分率）となっているが、設計見直しによる負担割合確定後、市と精算予定である。

設計見直し後の費用の考え方について、「全体事業費も可能な限り減らしていく方向性を持ちながらも、見直し後の費用総額（①から⑥）が、当初の費用合計28.5億円（①から④）を超えないように収めていきたいと考えている。」旨の説明を受けましたが、設計見直しによる追加費用として、⑦プレハブ仮庁舎の整備に係る費用2.5億円、⑧移転費用増加分0.6億円の計3.1億円が見込まれています。これらは本来、入札不調になっていなければ発生しなかった費用であると考えられるため、これらについても節減に向けた取組が必要であると考えます。

また、全体の費用総額には影響を与えないものの、設計見直しによる市と上下水道局間での建物面積及び土地面積割合の変更に伴い、負担割合の変更も見込まれています。上下水道局においては、建物面積の変更により①新庁舎等の建設費に係る負担割合の増加が見込まれるとともに、土地面積の変更による用地費の負担割合の増減も見込まれています。これらの結果、最終的に上下水道局自体の費用負担増加につながる可能性もあります。

	今後、上下水道局においては、入札不調に起因する費用負担の増減が発生していることからも、設計見直しによる費用削減効果についてはしっかりと検証を行うとともに、設計見直しによる追加費用についてはできる限り削減に努め、まだ確定していない負担増減については速やかな精査に努めることにより、最終的に上下水道局の経営に与える影響について明らかにするよう努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 上下水道局と市で合築し活用する新庁舎の建設に係る計画について、その見直しのため再度取りかかる基本設計費用や実施設計費用を始めとする諸費用については、新庁舎の建設に係る全体事業費２８億５千万円の範囲内で床面積を減らすなどし、全体の事業費も可能な限り節減するなど取り組んでいきたいと考えています。 上下水道局においては、この見直しにより市との費用負担割合の変動も予想され、これに加えて仮設庁舎に係る費用など新たな費用発生もあることから、設計見直しによる費用削減効果についてしっかりと検証を行うとともに、設計見直しによる追加費用についてはできる限り削減を図るなど、企業経営に与える影響を最小限に留めるよう努めます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	７１

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　経営企画課
項　目	病院事業への貸付金について
監査結果（意見等）の内容	水道事業の資金運用において、次のとおり病院事業への貸付けを行っています。 （単位：円） 運用先：病院事業／種別：長期貸付金／期間：H31.4.9 ～ R2.5.29／利率：0.100%／元金：250,000,000 この事務手続について確認したところ、病院事業管理者からの資金融資依頼に対する貸付決定の決裁は確認できましたが、市立病院に対しての貸付決定の通知がありませんでした。このことについて所管課に確認したところ、「病院事業からの依頼文書に基づき決裁処理を行った上、病院事業からの依頼どおり貸付けを行う旨を口頭で通知した。」また、利息の支払日について、「上下水道局と市立病院との間で支払日について明記した文書は交わしていないが、これまでの長期貸付はすべて９月末日及び３月末日に利息を受け取ってきたため、水道事業としては今回の貸付けについても同様の支払日で合意していると認識している。」旨の説明を受けましたが、上下水道局が予定していた病院事業からの第１回目の利息の支払が令和元年９月末に行われておらず、令和元年１０月２５日収入になってしまったことから見ても、口頭で通知をしただけでは適正な貸付手続とは言えません。今後は、互いの了解事項であっても文書化することによって、第三者から見て客観的に内容が確認できるよう関連書類を整備し、適正な事務執行に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 今後、市立病院に対して資金の貸付を行う場合は、口頭ではなく、貸付条件等を記載した文書を交付します。具体的には、資金融資依頼に対して、決裁処理を行った後、貸付利率や利払日を記載した貸付決定通知を作成して市立病院に送付します。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	７２

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　浄水課
項　目	浄水課所管施設の契約電力について

監査結果（意見等）の内容

浄水課所管施設の受電施設の現状は次表のとおりとなっています。

（令和元年9月末現在）

No	施設名	用途	系統	受電（常用）	受電（予備）	受電方式	契約電力	負荷率
1	惣川浄水場	浄水場	惣川系	高圧	(非常発電機)	１回線	92kW	41.5%
2	第２排水処理場	排水処理場	惣川系	高圧	なし	１回線	57kW	30.8%
3	生瀬浄水場	ポンプ場	惣川系	高圧	高圧予備	２回線	102kW	48.9%
4	小浜浄水場	浄水場	小浜系	高圧	高圧予備	２回線	67kW	82.9%
5	小浜配水ポンプ場	ポンプ場	小浜系	高圧	高圧予備	２回線	321kW	67.8%
6	川面浄水場	ポンプ場	小浜系	高圧	なし	１回線	196kW	81.1%
7	小浜第一深井戸	深井戸	小浜系	低圧	なし	１回線	25kW	79.0%
8	小浜第三深井戸	深井戸	小浜系	低圧	なし	１回線	40kW	55.5%
9	小浜第四深井戸	深井戸	小浜系	低圧	なし	１回線	40kW	9.7%
10	川面第二深井戸	深井戸	小浜系	低圧	なし	１回線	40kW	98.9%
11	川面第三深井戸	深井戸	小浜系	低圧	なし	１回線	25kW	85.3%
12	川面第四深井戸	深井戸	小浜系	低圧	なし	１回線	40kW	52.0%

表に記載の負荷率は、所管課から「設備規模（契約kW）に対して、年間どれくらいの電力量（kWh）を使ったかを表す電気使用の稼働率である。」旨の説明を受けました。

各施設の負荷率を見ると、最小で9.7%、最大で98.9%と施設間でかなりの格差があるため、負荷率の低い施設については契約電力の変更が可能かどうかを確認したところ、「負荷率は年間の平均であり、契約はポンプの能力に応じた電気量となっている。最大の能力を使用するときの電力で契約する必要がある。」旨の説明を受けました。

ポンプをフル稼働させる場合の必要電力が契約電力を決める基準となるのは理解できますが、年間を通じてみると負荷率の低い施設もあると考えられるため、契約電力の見直しなど、常に経済的な契約となるよう努めてください

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 各浄水場やポンプ場の受電施設においては、非常用電源の確保のため非常用発電機を装備するなど、停電に対して万全な体制で臨むことを前提としています。 一方で、小浜浄水場などでは、２回線で電力を引き込むなどの停電対策を施しています。 今年度、電力の複数回線供給、非常用発電機の補修などを含め、各浄水場やポンプ場の電力の安定供給について再検討を行う予定としており、負荷率の再検討による契約の見直しについても、この中で検討していくこととしています。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	７３

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	1定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　浄水課
項　目	浄水課所管施設における新電力の導入について
監査結果（意見等）の内容	本市では、平成２９年７月３日付け、環境副責任者（環境部長）名で「共通手順（電力調達編）の策定について」を全庁に通知し、当該通知の中で、「本市の電力調達にあたって、経済性に留意するだけでなく、環境に配慮した契約の締結を行うことで、さらなる温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的としています。」と記載されています。 上下水道局においても、この通知を踏まえ、また、神戸市などの他市の事例も参考に、所管施設における新電力の導入を検討し、令和元年１２月１１日より、生瀬浄水場の電力調達に当たり、２年契約で新電力を導入しています。 新電力の導入によって効果が見込まれるのであれば、他の施設についても２年間の契約後の検証を待たず、もっと積極的に導入を図るべきではないかと考えます。このことについて、「２年後ではなく、１年経過後の結果を見れば、導入について検討が可能と考えている。」旨の説明がありました。 今回の生瀬浄水場については、新電力導入による効果額自体は大きなものではありませんでしたが、他の施設や上下水道局全体での取組により、環境面も含めた効果は大きくなると考えます。今後、上下水道局においては既に導入している庁内の事例や他市における導入状況についても調査・研究を行い、その結果、経済効果が見込まれ、環境面にも配慮できるのであれば、新電力の導入を積極的に推進してください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 各浄水場や、ポンプ場の電力供給においては、非常用電源の確保のため、非常用発電機を装備するなど、停電に対して万全な体制で臨むことを前提としています。一方で、小浜浄水場などでは、２回線で電力を引き込むなどの停電対策をしています。 新電力については、災害時や停電時の対応なども含めた検討が必要と考えています。他の施設における新電力の導入については、浄水場、ポンプ場全体の安定的な電力供給の確保を前提に、引き続き検討を重ねていきたいと考えています。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	７４

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　給排水設備課
項　目	給水装置工事の違反行為について
監査結果（意見等）の内容	給水装置工事事業者が、申請手続や工事方法において水道法や水道事業給水条例に反した行為（以下「違反行為」という。）を行った場合、「宝塚市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき処理することとなっています。 要綱第２条第１項では、「違反行為を行った疑いがあるときはその事実の有無について調査を行わなければならない。」とされており、同第２項では、「事実を確認したときは直ちに当該指定工事業者に違反行為の是正の指示を行うとともにてん末書の提出を求めなければならない。」、同第３項では、「違反行為報告書に当該てん末書を添えて、遅滞なく上下水道局施設部長に報告しなければならない。」とされています。また、第３条において、「違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要であると認めるときは、文書による注意又は警告を行うことができる。」とされており、さらに第４条及び第５条において、行政処分が必要と認められるときには事業管理者に報告し、宝塚市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会に諮り、指定の取消し等を行うことができるとされています。 平成３０年度に違反行為を行った事業者に対して市が取った措置を確認したところ、10件の事案について、てん末書の提出と口頭による注意のみで上下水道局施設部長への報告は行われていませんでした。また、てん末書の内容を確認したところ、明らかに「無断通水」に該当する事案が３件ありました。要綱では別表において処分基準が定められており、無断通水に対する処分内容は「指定取消し又は指定停止６箇月以下」となっていますが、これらの事案に対しても、「てん末書の提出と口頭による注意を行っただけで、文書等による注意や指定停止、指定取消しなどの行政処分は行っていない。」旨の説明を受けました。 違反行為を行った事業者に対して処分基準に基づく処分を行っていない理由として、「指定取消しなどの行政処分を行っても、他市では工事ができたり、市内でも他の指定業者の下請けに入ったりして結局どこかで工事を行っているので、再発防止への効果があまり期待できないと考えているためである。それよりも二度と違反行為を行わないよう指導を徹底することにより、再発防止への一定の効果が出ていると考えている。」旨の説明を受けましたが、要綱に明記されている以上は、要綱の規定に基づいた事務手続を行うべきであり、現在の要綱の処分基準等が実態にそぐわないと判断するのであれば、実態に合うよう要綱を見直すことが必要です。 今後、所管課においては、より実行性のある措置内容となるよう要綱を見直すとともに、要綱に基づいた事務手続を適切に行うことにより、違反行為の効果的な抑制につなげてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 給水装置工事の違反行為に対しては指定工事事業者から提出のあったてん末書を添えて違反行為報告書を延滞なく上下水道局施設部長に報告しなければならないことになっていますができていませんでした。また、指定取消や停止の処分については他都市の例を見ても上下水道局が改善指導を繰り返し行ってもなお違反行為の是正がなされない場合について行われていることから、本市においても改善指導に従い速やかに是正がなされた場合は、行政指導を要しないものとして口頭による注意に留めていました。今後は事務手続を明瞭にするため「指定給水装置工事事業者の指定取消処分等に係る事務の流れ」を作成し、行政処分の要不要についても担当課のみで判断することなく要綱に基づいた事務手続を適切に行い違反行為の効果的な抑制に努めていきます。 特に、違反行為の内容が水の不正使用に該当する事例については、指定工事事業者以外の者が行う事例も見られることから上下水道局総務課と連携して調査し適切に対応を進めていきます。 （添付資料） １　指定給水装置工事事業者の指定取消処分等に係る事務の流れ

（指定給水装置工事事業者の指定取消処分等に係る事務の流れ）

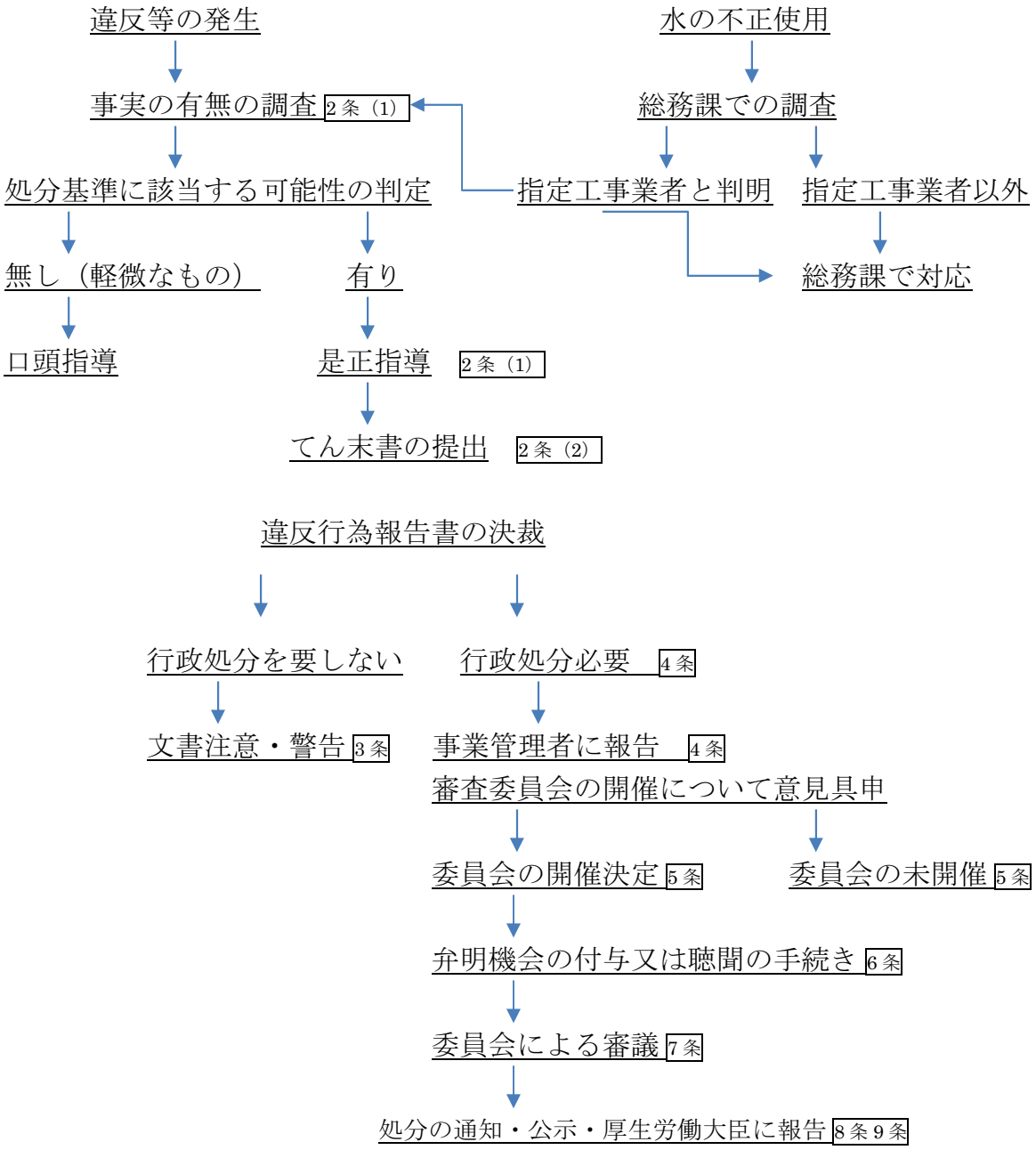

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	７５

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	1定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	上下水道局　下水道課
項　目	武庫川ポンプ場及び西田川ポンプ場の更新について
監査結果（意見等）の内容	宝塚市内には武庫川ポンプ場及び西田川ポンプ場の２か所に雨水排水ポンプが設置されています。武庫川ポンプ場は昭和５０年４月運転開始、西田川ポンプ場は昭和５８年４月運転開始となっており、両施設とも老朽化が進んでいる状況となっています。 平成２８年１２月策定の「宝塚市下水道事業経営戦略」において、武庫川ポンプ場は令和元年度までに、西田川ポンプ場は令和５年度以降に改築に取り組むとされていますが、現状と同じレベルでの武庫川ポンプ場の更新には多額の更新費用が必要となるため、現在、武庫川ポンプ場の排水量とポンプ性能の精査、排水量を下げる場合の下流水路の放流先変更等について、調査検討を行う業務が委託されています。 委託契約中の調査検討結果において、ポンプ性能のダウンサイジング、下がった排水量分の放流先変更等について一定の案が示される見込みであり、結果、武庫川ポンプ場の更新に必要となる費用は当初の見積額からはある程度減額される見込みとのことですが、放流先変更については河川管理者である県との協議が必要となります。また、雨水事業は国補助金等を除く部分は全て一般会計繰入金の対象であり、市財政部門との協議も必要となるため、即時のポンプ場改築、ポンプ更新の着手は難しいのが現状となっています。 近年、台風や豪雨による被害が増加する傾向が見られ、雨水事業は市民の安全安心に直結する事業として重要度を増しています。協議や調整に時間を費やし、更新時期を遅らせることで降雨災害を人災化させないよう、着実な事業の進捗を図ってください。また、武庫川ポンプ場の更新に続き、西田川ポンプ場についても計画的な更新を行えるよう取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 武庫川ポンプ場の改築更新にあたっては、荒神川への排水経路を構築することで改築事業費の大幅な事業費削減が可能となります。荒神川への排水については、河川管理者の許可が必要となるため、現在、検討案を整理して河川管理者との協議を進めているところです。見直しによる改築年度は、令和５年度からの着手を予定していますので、着実な事業の進捗を図るとともに、引き続き既存施設の適切な維持管理に努めます。 また、西田川ポンプ場の改築年度については、武庫川ポンプ場改築後の令和７年度から更新事業に着手する予定です。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	７６

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	子ども家庭支援センター（社会福祉法人聖隷福祉事業団関係）
項　目	児童館運営費補助金の交付条件について
監査結果（意見等）の内容	市は、地域における児童館の運営の安定を図ることを目的に、児童館を運営するために必要な経費に対し聖隷福祉事業団に補助金を支出していますが、交付決定通知書に記載された職員の配置等に係る交付条件は下記のとおりとなっていました。 児童館の事業を実施するために職員として、館長及び児童厚生員を４名以上雇用するものとする。なお、職員は次の要件を充たすこと（要件イ、ウ、オ及びカは省略）。 ア　児童福祉施設最低基準第３８条に規定する「児童の遊びを指導する者（児童厚生員）」を５名以上配置すること。 エ　開館時間中は通常、職員を上記アのうち３名以上配置すること。また、開館時間中に、職員を４名以上配置するよう努めること。 これらの条件が満たされているか勤務実績簿で確認したところ、要件ア（５名以上配置）を満たさない日が散見されました。聖隷福祉事業団に理由を確認したところ、「要件アは雇用すべき人数であり、要件エに記載されているとおり、児童厚生員は３名以上配置すればよいと考えている。」旨の説明を受けました。その後、所管課からも同趣旨の説明を受けましたが、交付条件の文面から判断するに、雇用条件についてはすでに前段で規定されており、「職員は次の要件を満たすこと」と記載されていることからも、通常、要件ア以下は、職員の配置についての規定と考えるのが妥当ではないかと考えます。 当該補助金に係る積算内訳においては、職員５名分（パート職員を除く）の人件費が積算されており、補助金総額1,600万円のうち1,400万円もの金額を占めています。職員の配置基準は補助金の実績額に大きな影響を与えるだけに、より明確であることが求められます。交付条件における職員配置の解釈が分かれることのないよう、所管課においては速やかに交付条件の見直しを行ってください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 私立児童館運営費補助金の交付条件の表記の見直しを行い、令和２年度私立児童館運営費補助金の交付決定通知書より文言を修正済みです。 （添付資料） １　私立児童館運営費補助金交付決定新旧対照表（交付条件部分抜粋） ２　宝塚市私立児童館運営費補助金交付決定通知書

私立児童館運営費補助金交付決定通知書新旧対照表（交付条件部分抜粋）

現行	改正案
５　交付条件 （１）略 （２）児童館の事業を実施するために職員として、館長及び児童厚生員を４名以上雇用するものとする。なお、職員は次の要件を充たすこと。 ア　児童福祉施設最低基準第３８条に規定する「児童の遊びを指導する者（児童厚生員）」を５名以上配置すること。 イ　上記アのうち１名以上は、財団法人児童健全育成推進財団が認定する児童厚生二級指導員以上の資格を有すること。 ウ　子育て支援コーディネート事業実施のため、開館時間中は通常、週５日以上は上記アのうち１名を宝塚市子育て支援コーディネート事業実施要綱第４条第２号に規定するコーディネーターとして配置すること。 エ　開館時間中は通常、職員を上記アのうち３名以上配置すること。また、開館時間中に、職員を４名以上配置するよう努めること。 オ　地域子育て支援拠点事業実施のため、開館時間中は通常、週６日間、１日５時間以上は上記アのうち２名以上配置すること。 カ　出前児童館事業実施のため、上記エ、オとは別に上記アのうち開館時間中は通常、週５日以上は１名以上配置すること。 （３）以下略	５　交付条件 （１）略 （２）児童館の事業を実施するために職員を以下のとおり、雇用及び配置するものとする。 ア　職員の雇用は次の要件を充たすこと。 (ｱ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第３８条に規定する「児童の遊びを指導する者（児童厚生員）」を６名以上雇用すること。 (ｲ) 上記(ｱ)のうち１名以上は、一般財団法人児童健全育成推進財団が認定する児童厚生二級指導員以上の資格を有すること。 (ｳ) 宝塚市子育て支援コーディネート事業実施のため、上記(ｱ)のうち１名は、宝塚市子育て支援コーディネート事業実施要綱第４条第２号に規定する者とすること。 イ　職員の配置は、次のとおりとする。 (ｱ) 児童館を円滑に運営するため、総括責任者として館長を配置すること。 (ｲ) 開館時間中は通常、職員をアの(ｱ)のうち３名以上配置すること。また、開館時間中に、職員を４名以上配置するよう努めること。 (ｳ) 上記(ｲ)のうち、地域子育て支援拠点事業実施のため、週６日かつ１日５時間以上は、アの(ｱ)又は(ｳ)の職員を２名以上配置すること。 (ｴ) 出前児童館事業実施のため、上記(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)とは別に、アの(ｱ)の職員のうち１名以上を週５日配置すること。 （３）以下略

宝　子　セ　第　号
令和　　年　月　日
（20　　年）

令和〇〇年度（〇〇年度）宝塚市私立児童館運営費補助金交付決定通知書

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇　様

宝塚市長　中　川　智　子

令和　　年（　　年）４月１日付で交付申請のありました令和　　年度（　　年度）宝塚市私立児童館運営費補助金については、宝塚市私立児童館運営補助に関する要綱第６条の規定により、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

１　補助金等の名称　　〇〇〇児童館運営費補助金

２　補助事業に要する経費　　円

３　補助金交付決定額　　円

４　補助金交付日
　第１回目支払い　令和　　年（　　年）　　月　　日　　円
　第２回目支払い　令和　　年（　　年）　　月　　日　　円

５　交付条件
（１）交付された補助金は、要綱第３条に規定する経費以外に支出しないこと。
（２）児童館の事業を実施するために職員を以下のとおり、雇用及び配置するものとする。
　ア　職員の雇用は次の要件を充たすこと。
　　(ｱ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第３８条に規定する「児童の遊びを指導する者（児童厚生員）」を６名以上雇用すること。
　　(ｲ) 上記(ｱ)のうち１名以上は、一般財団法人児童健全育成推進財団が認定する児童厚生二級指導員以上の資格を有すること。
　　(ｳ) 宝塚市子育て支援コーディネート事業実施のため、上記(ｱ)のうち１名は、宝塚市子育て支援コーディネート事業実施要綱第４条第２号に規定する者とすること。
　イ　職員の配置は、次のとおりとする。
　　(ｱ)　児童館を円滑に運営するため、総括責任者として館長を配置すること。
　　(ｲ)　開館時間中は通常、職員をアの(ｱ)のうち３名以上配置すること。また、開館時間中に、職員を４名以上配置するよう努めること。
　　(ｳ)　上記(ｲ)のうち、地域子育て支援拠点事業実施のため、週６日かつ１日５時間以上は、アの(ｱ)及び(ｳ)の職員を２名以上配置すること。
　　(ｴ)　出前児童館事業実施のため、上記(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)とは別に、アの(ｱ)の職員のうち１名以上を週５日配置すること。
（３）毎月の児童館利用者数等を翌月７日以内に市に報告すること。
（４）令和〇〇年（20　年）４月から令和〇〇年（20　年）８月までの予算執行状況及び研修報告書の写し並びに令和〇〇年（20　年）９月から令和〇〇年（20　年）３月までの予算執行見込みを、令和〇〇年（20　年）９月〇〇日までに提出すること。
（５）令和〇〇年（20　年）４月から令和〇〇年（20　年）１２月までの予算執行状況及び研修報告書の写し並びに令和〇〇年（20　年）１月から令和〇〇年（20　年）３月までの予算執行見込みを、令和〇〇年（20年）１月〇〇日までに提出すること。
（６）宝塚市私立児童館運営補助に関する要綱を遵守すること。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	７７

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　２財援　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	子ども家庭支援センター（社会福祉法人聖隷福祉事業団関係）
項　目	児童館運営費補助金における人件費の按分方法について
監査結果（意見等）の内容	当該補助金の補助対象として、市は、児童館運営業務に直接従事している事務員だけではなく、経理等を行っている聖隷福祉事業団の本部職員の人件費についても、一部「事務委託費」として算入を認めています。 補助金に算入している本部職員（４名）の人件費の按分方法について確認したところ、本部における年間人件費に業務負担率を乗じ、その合計金額を各施設（保育園３か所、児童館２か所及び放課後児童クラブ１か所）の収入額で按分していました。その結果、各児童館の按分率は、野上児童館が8.99％、御殿山児童館が9.20％となっています。 一方、児童館施設長に係る人件費についても、併設の保育園長が児童館施設長を兼務していることから施設間で按分されており、所管課から、「児童館施設長と保育園長との人件費の按分率は一般的には１：１と考えられるが、保育園の定員数や児童館の利用状況等業務量を考慮し、平成２７年度から平成２９年度までは児童館施設長の割合を45％とした。なお、野上児童館については、平成３０年度より放課後児童クラブの業務量分を児童館施設長の人件費按分から除いたことにより、児童館施設長の按分率を40％に変更している。」旨の説明を受けましたが、一般的には保育園長としての業務が多いと推察されることから、１：１を前提としていることの適正性については疑問を抱かざるを得ず、そこから45％と決定した根拠も希薄であると感じざるを得ません。 さらに、本部職員人件費と施設長人件費における施設間での按分方法が全く異なっているため、按分率についてもかなりの差異が生じる結果となっています。基本的には、実際の従事時間に応じて按分することが好ましいと考えますが、厳密な従事時間を算出することが難しいのであれば、合理的な基準による按分方法を検討すべきであると考えます。今後、所管課においては聖隷福祉事業団と協議を行い、客観的に合理的だと判断できる按分方法について検討してください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 児童館施設長が併設の保育園長を兼務していることに伴う人件費の施設間での按分については、令和２年度より児童館施設長としての従事時間を基準として按分率を算出するよう、聖隷福祉事業団と協議中です。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	７８

時　期	令和２年２月１９日　報告
種　類	１定監　$\boxed{\text{２財援}}$　３工監　４随監　５住監　６決算　７例月　８その他
担当課	保育事業課（社会福祉法人晋栄福祉会関係）
項　目	保育所地域活動事業について
監査結果（意見等）の内容	市では市内の私立保育所に対して、保育を実施する児童の健全な育成及び私立保育所の円滑な運営に資することを目的として、私立保育所運営費助成金を交付しています。 助成事業のうち、保育所地域活動事業については、「宝塚市保育所地域活動事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき実施される事業に対して、１か所あたり年額10万円（子育て支援事業を実施する場合は年額60万円）を助成しています。 実施要綱第３条第１項に「保育所の所長は、事業を行おうとするときは、定期的かつ継続的な実施計画を立て、市長に協議しなければならない。」、同条第２項に「市長は、前項の実施計画が適切であると認めるときは、事業の実施を承認するものとする。」とありますが、子育て支援事業を除く保育所地域活動事業（助成額・10万円）についての実施計画の提出及び承認がありませんでした。このことについて所管課から、「従前から全ての保育所が実施することを前提としているため、実施計画の提出は省略し交付決定をもって承認しているものとして取り扱っていたが、今後は実施要綱のとおり実施計画の提出と承認を行う。」旨の説明を受けました。実施計画は、計画に基づく適正な支出がなされているかを確認するために必要です。今後は実施要綱に基づく運用に努めてください。 また、川面ちどり保育園の子育て支援事業（助成額・50万円）の実績報告書によると、おもちゃの支出額が312,490円で事業費505,418円のうちの61.8％を占めています。さらに、購入日が平成３１年３月２９日となっています。 このことについて晋栄福祉会に確認したところ、「実績報告書の購入日（平成３１年３月２９日）は請求日のことである。平成３１年２月中旬頃から複数回にわたり郵送にて納品されたが、納品書を紛失してしまったため、具体的な納品日についてはわからない。」旨の説明を受けました。納品日が平成３１年２月中旬頃であったとしても、当該年度の事業として使用できた期間は２箇月にも満たないことになり、効果的な支出であったとは言えません。補助金の執行は実施計画に基づいて計画的になされるべきであり、このような支出は年度末における予算残額を使い切る目的での購入ではないかと懸念されます。なお、今回の監査対象である他の保育所においても、平成３１年３月２２日におもちゃ17,900円が購入されていました。 また、子育て支援事業とこれを除く保育所地域活動事業との事業目的について、必ずしも明確に区分できていない現状が見られるため、当該補助事業について、保育現場の状況も踏まえて一度見直しをする時期に来ているのではないかと考えます。 所管課においては、実施計画に基づく適正な補助金の執行に努めるよう指導するとともに、保育所地域活動事業の今後の在り方についても検討してください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和２年５月１９日　措置通知 保育所地域活動事業については、交付申請時に実施計画書の提出を求め、計画的で効果的な支出がされるよう取扱いを変更することとします。 また、子育て支援事業とこれを除く保育所地域活動事業については、ご意見のとおり児童福祉の充実と地域福祉の向上を目的とするという観点から見れば、助成金額を分ける意味合いは薄く、また、保育所が助成金を効率的に活用できるという点を踏まえ、令和２年度以降一つの事業への助成金として助成金額を統一することとします。